

鹿児島県体操協会慶弔規定

(目的)

第1条 この規定は、鹿児島県体操協会会員の慶弔について定めたものである。

(慶弔の内容)

第2条 慶弔の内容は、次のとおりとする。

- (1) 死亡弔慰金
- (2) その他必要と認められたとき

(死亡弔慰金)

第3条 会員が死亡した場合は、生花を供し弔電を打つものとする。

(その他)

第4条 各条に定めのないものでも、状況により必要のある場合は、その都度決定する。

附 則

この規定は、平成25年4月19日から施行する。